**【別紙１】「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果**

〇　８つの事前に備えるべき目標と事前の備えが効果を発揮する期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事前に備えるべき目標 | 効果を発揮する期間 | （想定）南海トラフ巨大地震被害における効果を発揮する主な期間 |
| 発災時 | 発災直後 | 1週間 | 1ヶ月 | 6ヶ月 | それ以降 |
| １．直接死を最大限防ぐ | 主に、災害の発生の瞬間から公的な救助が到達するまでの間 | 〇 | 〇 |  |  |  |  |
| ２．救助・救急､医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 主に、災害の発生直後から、災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅（みなしを含む）が整うまでの間 |  | 〇 | 〇 |  |  |  |
| ３．必要不可欠な行政機能は確保する | 主に、災害の発生直後から、行政の業務負荷が概ね発災前の状況に戻るまでの間台風のように、事前に大規模災害発生の懸念があるときから発災までの間の対応を含む |  | 〇 | 〇 |  |  |  |
| ４．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 主に、災害の発生の瞬間から、各種ライフラインの復旧が始まるまでの間 |  | 〇 | 〇 |  |  |  |
| ５．経済活動を機能不全に陥らせない | 主に、発災後、被災地の経済活動の停止や交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間 |  | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| ６．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 主に、救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降 |  |  | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| ７．制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 主に、最初の物的被害（施設等の被災）が発生した直後から、新たな災害となる物質や施設等が除却されるか、当該物的被害の復旧（代替措置含む）が終わるまでの間 |  | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |
| ８．社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 主に、仮設住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降 |  |  |  | 〇 | 〇 | 〇 |

〇　「現在の水準を示す指標」について

　・　脆弱性評価の結果に対して、対象となる事業の進捗状況などを記載

　・　【（年次）】　　 → 記載年次の年度末時点の指標（記載年次以前の実績を含む）

　　　【（年次）実績】→ 記載年次の年度内に実施した実績

１．直接死を最大限防ぐ

|  |
| --- |
| **1-1）住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生** |
| 〇　施設の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。〇　「住宅建築物耐震１０カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」に基づき、庁舎や学校、府営住宅などの府有建築物の耐震対策を推進するとともに、民間住宅・建築物の耐震対策を促進する必要がある。また、ブロック塀等の安全対策や体育館の天井部材などの二次構造部材についても耐震対策を進める必要がある。〇　橋梁などの交通施設や鉄道施設等の耐震対策を推進する必要がある。〇　地震時等に著しく危険な密集市街地の解消のため、「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、老朽建築物の除却などを進める必要がある。〇　市町村に対し、危険空き家の除去等を働きかける必要がある。〇　住宅の液状化対策、災害に強い良質なマンション整備などを普及させる必要がある。〇　住宅内で被害を受けないように家具固定などの防災対策の普及啓発を行う必要がある。〇　府民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。〇　住民が災害の危険性を事前に把握するため、市町村において、建物倒壊などの危険性を示す地震ハザードマップや大規模盛土造成地マップの作成・改訂を進める必要がある。〇　住民が安全な避難を行うため、市町村において、避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを進めるよう働きかける必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用などが行われるよう市町村に働きかける必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【住まち部】府有建築物の耐震化率　92.2%【H30】【教育庁】　府立学校の耐震化率　100%【H27】【教育庁】　市町村立小中学校の耐震化率　99.8%【R1】【教育庁】　私立学校の耐震化率　（小中学校）94.2%（高校）85.6%【H29】【住まち部】府営住宅の耐震化率　90.6%【H30】【住まち部】住宅の耐震化率　83.5％【H27】建築物の耐震化率　90.3％【H27】【健医部】　災害拠点病院の耐震化率　78.9%【H30】【福祉部】　社会福祉施設の耐震化率　86.3%【H28】【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】【都整部】　鉄道施設等の耐震対策数　20/48箇所【H30】【住まち部】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積　363/2,248ha【H30】【危管室】　大阪８８０万人訓練の訓練参加団体の登録者数　　127団体【R1】【危管室】　地震ハザードマップの策定市町村数　43/43市町村【H28】【危管室】　市町村が指定した避難所の数　　2,789箇所【R1.５】 |

|  |
| --- |
| **1-2）密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生** |
| 〇　大規模火災による死傷者の発生を防ぐため、密集市街地等での被害を減らす必要がある。〇　地震時等に著しく危険な密集市街地の解消のため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。〇　土地区画整理事業や市街地再開発事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備や倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新等により、良質な市街地の形成に取り組む市町村等と連携し、都市の防災機能の強化を図る必要がある。〇　都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定や、危険空き家の除去等を働きかける必要がある。〇　大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。〇　通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーを設置するなどの防災対策の普及啓発を行う必要がある。〇　住民が火災の危険性を事前に把握するため、市町村において、火災などの危険性を示す地震ハザードマップの作成・改訂を進める必要があり、府は必要な支援や働きかけ等を行う必要がある。〇　住民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを市町村に働きかける必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用などが行われるよう市町村に働きかける必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【住まち部】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積　363/2,248ha【H30】（再掲）【都整部】　防火・準防火地域の指定面積　55,063ha【H29】【危管室】　緊急消防援助隊数　307隊【R1】【危管室】　消防団員数（１万人を維持）　10,445人【R1】【危管室】　地震ハザードマップの策定市町村数　43/43市町村【H28】（再掲）【危管室】　市町村が指定した避難所の数　2,789箇所【R1.5】（再掲） |

|  |
| --- |
| **1-3）大規模津波等による多数の死傷者の発生** |
| 〇　大規模津波による死傷者を防ぐため、津波防御施設の整備や災害時の水門等の迅速な閉鎖、速やかな避難の実施等を進める必要がある。〇　津波による浸水を防ぐため、防潮堤の液状化対策、水門の耐震化、水門機能の高度化、下水道施設の津波逆流対策などを進める必要がある。また、津波防御施設の閉鎖体制の確保や、水防団等の活動強化に向けた取組みが必要である。〇　堤外地（防潮堤より海側）の事業所への津波避難対策の策定や、船舶事業者の避難対策などを働きかける必要がある。また、港湾、漁港、河川の親水緑地などの不特定多数が利用するエリアでのスピーカー等による情報伝達を行う必要がある。〇　府民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。〇　住民が津波による浸水の危険性を事前に把握するため、市町村において、津波浸水想定区域などを示した津波ハザードマップの作成・改訂を進める必要があり、府は必要な支援等を行う必要がある。〇　住民が速やかに安全な避難を行うため、津波避難ビルの指定、避難所の指定や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを市町村に働きかける必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新や活用などが行われるよう市町村に働きかける必要がある。〇　医療施設や社会福祉施設等において、避難行動を含むBCPや災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。〇　地下空間（地下街、地下鉄、地下駅等）について、利用者や従業員の避難対策を進めるよう働きかける必要がある。〇　おおさか防災ネットやSNSの活用など、府民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を実施する必要がある。また、市町村が津波に関する避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を促す必要がある。 |

|  |
| --- |
| （現在の水準を示す指標）【都整部・環農部】　防潮堤の液状化対策　25／35km【H30】　　　　　　　うち、満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤　8/8km　　　　　　　　　　百数十年規模の津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤・水門内であっても満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤　17/17km【都整部】　水門の耐震化　8/10基【H30】【都整部】　水門の高度化（遠隔操作・自動化）　12/17基【H30】【環農部】　水門の高度化（遠隔操作）　2/2基【H25】【都整部】　下水道施設の津波逆流対策箇所数　3/3箇所【H29】【都整部】　水防団員数（６千人維持）　6,384人【H30】【都整部】　津波防御施設の閉鎖訓練回数　府管理水門・鉄扉閉鎖訓練　４回/年　　　　　　　　　　淀川・神崎川等防潮扉点検操作訓練（国府市合同） 1回/年【都整部】　堤外地の事業所の津波避難計画の策定状況　346/346事業所【H29】【危管室】　石油コンビナート地区（特定事業者）の津波避難計画の改訂状況　49/49事業所【H29】【危管室】　石油コンビナート地区（特定事業者以外）の津波避難計画の策定状況283/約600事業所【H30】【都整部・環農部】　津波防災情報システムの整備箇所数　67/67箇所【H28】【危管室】　大阪８８０万人訓練の訓練参加団体の登録者数　127団体【R1】（再掲）【危管室】　津波ハザードマップの策定市町村数　14/14市町【H28】【危管室】　市町村が指定した津波避難ビルの数　　3,321箇所【R1】【健医部】　災害拠点病院のＢＣＰ策定状況　19/19病院【H30】【福祉部】　津波被害を想定した災害対策マニュアルを策定した社会福祉施設数24/24施設（府所管分）【H30】【危管室】　（地下街）避難確保・浸水防止計画の策定施設数　64/70施設【H30】【都整部】　地下駅の浸水対策箇所数　9/10箇所【H30】【府文部】　防災の手引き等の多言語化を実施した市町村数　27/43市町村【H30】 |

|  |
| --- |
| **1-4）突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生　※　風水害を含む** |
| 〇　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風、高潮などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保などが必要である。〇　市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や護岸・防潮堤・洪水調節施設の整備、下水道施設の整備や都市基盤施設の老朽化対策などを実施するとともに、ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。〇　老朽化が進んでいる三大水門（安治川水門・尻無川水門・木津川水門）は、高潮への対策に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として更新を行う必要がある。〇　水門や排水機場等の施設の遠隔操作や自動操作など機能の高度化が必要である。また、施設の操作体制を確保するとともに、水防団等の活動強化に向けた取組みが必要である。〇　豪雨時のアンダーパスの冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討などが必要である。〇　洪水や高潮などの風水害を対象としたタイムラインの策定が必要である。〇　府民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。〇　住民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、市町村において、浸水想定区域などを示した各種ハザードマップの作成・改訂を進める必要があり、府は必要な支援等を行う必要がある。〇　住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを市町村に働きかける必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などが行われるよう市町村に働きかける必要がある。〇　地下空間（地下街、地下鉄、地下駅等）について、利用者や従業員の避難対策を進めるよう働きかける必要がある。〇　おおさか防災ネットやSNSの活用など、府民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を進める必要がある。また、市町村が風水害に関する避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を促す必要がある。○　社会福祉施設等において、避難行動を含むBCPや災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。 |

|  |
| --- |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　治水対策の進捗状況中小河川・時間雨量50mm程度対策・対策延長率　88.6%【H30】寝屋川流域（下水道整備を含む）・全体計画に対する整備率　73.0%【H30】【都整部】　三大水門の更新状況　木津川水門の更新に着手【R1】【都整部】　流域下水道施設の改築更新　下水処理場数　11箇所【R1実績】ポンプ場実施機場数　11箇所【R1実績】【環農部】　ため池の耐震診断箇所数　72箇所【H30】【都整部】　水門の高度化（遠隔操作・自動化）　12/17基【H30】（再掲）【環農部】　水門の高度化（遠隔操作）　2/2基【H25】（再掲）【都整部】　水防団員数（６千人維持）　6,384人【H30】（再掲）【都整部】　道路冠水警報システム等の設置箇所数　22／22箇所【H30】【都整部】　洪水・高潮タイムラインの策定状況　２流域【R1】【危管室】　大阪８８０万人訓練の訓練参加団体の登録者数　127団体【R1】（再掲）【危管室・都整部】　洪水ハザードマップの策定市町村数　35/35市町【R1.10】【環農部】　ため池ハザードマップの策定箇所数　62箇所【H30実績】　238箇所【H30】【危管室】　市町村が指定した避難所の数　2,789箇所【R1.5】（再掲）【危管室】　（地下街）避難確保・浸水防止計画の策定施設数　64/70施設【H30】（再掲）【都整部】　地下駅の浸水対策箇所数　9/10箇所【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **1-5）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生** |
| 〇　大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害対策や山地災害対策などの施設整備や避難体制の確保などが必要である。〇　土砂災害・山地災害を防ぐため、砂防堰堤や治山ダムなどの施設整備や森林整備を実施する必要がある。また、土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度の活用を促進する必要がある。〇　土砂災害発生リスクを周知するため、土砂災害防止法に基づいた区域指定を進める必要がある。〇　府民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。〇　住民が土砂災害による危険性を事前に把握するため、市町村において、土砂災害発生リスクを周知する土砂災害警戒区域などを示した土砂災害ハザードマップの作成・改訂を促進する必要がある。〇　住民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを市町村に働きかける必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などが行われるよう市町村に働きかける必要がある。〇　おおさか防災ネットやSNSの活用など、府民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を進める必要がある。また、市町村が土砂災害に関する避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を進める必要がある。○　社会福祉施設等において、避難行動を含むBCPや災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　土石流対策渓流数　358渓流【H30】【都整部】　急傾斜地崩壊対策箇所数　190箇所【H30】【環農部】　治山ダムの施工数　134/280基（R6目標）【H30】【環農部】　森林整備（間伐）面積　　335ha【Ｈ30】【都整部】　土砂災害防止法に基づいた区域指定　8,345箇所（完了）【H28】【危管室】　大阪８８０万人訓練の訓練参加団体の登録者数　127団体【R1】（再掲）【都整部】　土砂災害ハザードマップの作成率　（市町村単位の広域マップ）100%【H30】（小学校区や土砂災害警戒区域ごとの詳細マップ） 76%【H30】【危管室】　市町村が指定した避難所の数　2,789箇所【R1.5】（再掲） |

２．救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

|  |
| --- |
| **2-1）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止** |
| 〇　食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所で備蓄することについても検討する必要がある。〇　医薬品、医療用資器材について、災害拠点病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。〇　電力の供給停止に備え、庁舎や災害拠点病院などに非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進める必要がある。〇　各家庭での食料の備蓄等についても、さらなる促進が必要である。〇　物資等の集配体制について、市町村ごとのニーズ把握、調達、配送などのシステムを構築する必要がある。〇　物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化、沿道建築物の耐震対策などを推進するとともに、迅速な道路啓開・航路啓開体制の充実が必要である。〇　災害時に電力・燃料等の供給停止が起こらないように、電気・水道などのライフライン施設の老朽化・耐震化対策、石油コンビナートの防災対策などを促進するとともに、ライフライン等の供給が停止したときに、早期に復旧できるよう、事業者との連携体制の構築が必要である。〇　上水道を早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制の構築を働きかける必要がある。また、上水道の供給停止に備え、生活用水を確保するため家庭用の井戸等の活用を促進する必要がある。〇　ライフライン事業者やエネルギー関連事業所等のＢＣＰ策定の促進が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　庁舎の非常用電源設備の整備率　（72h）100％【R1】【健医部】　災害拠点病院の非常用電源設備の整備状況　19/19病院【H30】【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基（【H30】【健医部】　上水道基幹管路の耐震適合率　51.0％【H30】【危管室】　大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく危険物タンクの耐震基準適合数　255/256基【H29】＊１基は休止中【危管室】　石油コンビナート地区（特定事業者）のBCP の策定・見直し（防災関連項目）〔事業所数〕38/49【H30】 |

|  |
| --- |
| **2-2）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生** |
| 〇　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保対策や救出・救助活動を実施する必要がある。〇　山間部の道路について、豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策が必要である。〇　効果的な救助救出活動のため、必要な装備を充実する必要がある。〇　府内の消防力強化に向け、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた検討が必要である。〇　被災地の消防力のみで救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。〇　救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　道路防災対策箇所数　39/271箇所【【H30】【危管室】　緊急消防援助隊数　307隊【R1】（再掲）【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】（再掲）【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】（再掲）【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】（再掲）【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】（再掲）【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】（再掲）【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **2-3）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足** |
| 〇　自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、防災機関の活動体制の確保などが必要である。〇　消防本部や警察庁舎、待機宿舎等の耐震対策・浸水対策が必要である。〇　府内の消防力強化に向け、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた検討が必要である。〇　被災地の消防力のみで救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。〇　大規模自然災害発生時に、救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備を進める必要がある。また、受援力向上、被害状況確認補助のためのヘリサインの整備を促進する必要がある。〇　地域防災力の向上のため、消防団、水防団組織、自主防災組織などの活動強化が必要である。〇　救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開・航路啓開体制等の充実が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　消防本部の耐震化率　95.4％【H30】【府警本部】警察庁舎の耐震化率　100%【H30】【府警本部】待機宿舎の耐震化率　100％【R1】【危管室】　緊急消防援助隊数　307隊【R1】（再掲）【都整部】　後方支援活動拠点等となる府営公園の整備状況　6/8公園（R6目標）【H30】【危管室】　ヘリサインを整備した市町村数　43/43市町村【H30】【危管室】　消防団員数（１万人を維持）　10,445人【R1】（再掲）【都整部】　水防団員数（６千人維持）　6,384人【H30】（再掲）【危管室】　自主防災組織リーダー育成研修の受講者数　594人【R1実績】【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】（再掲）【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】（再掲）【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】（再掲）【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】（再掲）【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】（再掲）【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **2-4）想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱** |
| 〇　企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた防災計画等の策定を促進する必要がある。○　中小企業のBCPへの取組みを支援する必要がある。〇　一時滞在施設の確保や鉄道の運行情報等の発信などの帰宅困難者対策が必要である。〇　徒歩帰宅を可能とするため、早期の道路啓開が必要である。また、徒歩帰宅者を支援するため、ソーラー付き照明灯やマンホールトイレを備えた防災セーフティーロードなどの整備が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正　改正済【H30】【商労部・危管室】　ＢＣＰ普及啓発セミナー等の開催数、参加者数　17回635名【H30実績】 |

|  |
| --- |
| **2-5）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺** |
| 〇　医療施設の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保などの対策やＢＣＰ策定の促進などが必要である。また、医薬品や燃料等について、災害拠点病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。〇　災害拠点病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するＤＭＡＴ隊の出動・受入れ体制の充実が必要である。また、傷病者を被災地外に航空機で搬送する等、広域医療搬送機能の確保が必要である。〇　救急救命活動体制を強化するため、救急救命士の養成・能力向上を図る必要がある。〇　適切な医療救護活動が実施されるよう、他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備が必要である。〇　救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能の確保が必要である。また、迅速な道路啓開・航路啓開体制等の充実が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【健医部】　災害拠点病院の耐震化率　78.9%【H29】（再掲）【健医部】　災害拠点病院の非常用電源設備の整備状況　19/19病院【H30】（再掲）【健医部】　災害拠点病院のＢＣＰ策定状況　19/19病院【H30】（再掲）【危管室】　救急救命士養成数　90人【R1実績】【危管室】　指導救命士養成数　29人【R1実績】【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】（再掲）【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】（再掲）【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】（再掲）【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】（再掲）【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】（再掲）【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **2-6）被災地における疫病・感染症等の大規模発生** |
| 〇　被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、府民への広報を行う必要がある。〇　被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。〇　感染症、食中毒などの健康危機に対して、大阪健康安全基盤研究所（（旧）府立公衆衛生研究所）が必要な対応をとる必要がある。また、他府県等における地方衛生研究所と相互協力体制を確立・強化する必要がある。〇　被災時に下水道（汚水処理）機能を確保するため、処理施設、管渠等の耐震化や下水道ＢＣＰの策定などを進める必要がある。〇　避難所等において、仮設トイレの確保や手指消毒薬の備蓄などを行う必要がある。〇　被災地域の衛生状態を確保するため、生活ごみや避難所等の仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整などを行う必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【健医部】　食品衛生講習会等の開催回数（保健所あたり平均）　25回【H30実績】【都整部】　下水道ＢＣＰ策定の下水処理区数　12/12処理区【H29】 |

|  |
| --- |
| **2-7）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生** |
| 〇　被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所の指定や避難所受入れ体制を確保するよう市町村に働きかける必要がある。また、スムーズな避難誘導や避難所のＱＯＬ確保等に向け、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定・充実等を市町村に働きかける必要がある。〇　要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定を市町村に働きかけるとともに、福祉避難所の運営支援などを図る必要がある。○　社会福祉施設等に対して、一般避難所等で福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣協力や緊急一時的な受け入れ体制の整備について働きかける必要がある。〇　避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、市町村と相互に連携し、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る必要がある。〇　被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の編成などが必要である。また、被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整える必要がある。〇　災害発生時に、飼い主がわからない負傷動物等の保護を図るため、府動物愛護管理センターを軸とした動物救護活動のためのマニュアルの整備などが必要である。また、被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保に努める必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　「避難所運営マニュアル」の策定市町村数　43/43市町村【H28】【健医部】　こころのケアに関する研修の受講者数　54人【H30実績】【健医部】　ＤＰＡＴ隊員養成研修の受講者数　45人【R1実績】 |

３．必要不可欠な行政機能は確保する

|  |
| --- |
| **3-1）被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱** |
| 〇　被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、警察機能の維持や地域の安全を確保する必要がある。〇　警察機能を維持するため、警察庁舎や待機宿舎等の耐震化対策・浸水対策などが必要である。〇　橋梁や信号機等の機能を維持するため、橋梁の耐震化対策や信号機電源付加装置の整備等を実施する必要がある。〇　地域の安全確保のため、被災後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する必要がある。また、被災地及びその周辺において、警戒活動や災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【府警本部】警察庁舎の耐震化率　100%【H30】（再掲）【府警本部】待機宿舎の耐震化率　100％【R1】（再掲）【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【府警本部】信号機電源付加装置の整備状況　325基【H30】 |

|  |
| --- |
| **3-2）府庁機能の機能不全** |
| 〇　府庁機能を維持するため、府庁や出先機関等の耐震化対策・浸水対策や非常用電源の確保対策を進めるとともに、大阪府災害等応急対策要領や府庁ＢＣＰなどの改訂や運用を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する必要がある。〇　大阪府防災行政無線を活用し、関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保するとともに、防災情報システム、おおさか防災ネット、ＳＮＳ等を活用するなど情報収集手段の多重化に取組むことで、防災情報の収集・伝達手段の充実を図る必要がある。〇　災害対応職員が迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る必要がある。〇　広域的な相互応援体制の連携強化を図る必要がある。〇　被災状況や住民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のための自転車活用について検討を行う必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【総務部】　府庁舎の耐震化率　100%【H30】【総務部】　府庁舎の非常電源設備の整備率　（72h）100%【R1】【危管室・都整部】　自転車活用推進計画に基づく災害時の自転車活用の検討状況　　　　　　大阪府自転車活用推進計画を策定【R1】 |

|  |
| --- |
| **3-3）市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下** |
| 〇　市町村の機能不全は、当該市町村の応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、行政機能を維持するため、市町村庁舎や消防庁舎等の耐震化対策・浸水対策を促進するとともに、地域防災計画・市町村ＢＣＰなどの策定への働きかけや支援などが必要である。〇　事例紹介や研修会等を通じて、市町村における災害対応体制（避難所運営やり災証明発行事務など）の強化を図る必要がある。〇　府内市町村による相互応援体制の強化を図る必要がある。〇　特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　災害対策本部が設置される府内市町村庁舎の耐震化率　93.0％【H30】【危管室】　消防本部の耐震化率　95.4％【H30】（再掲）【危管室】　市町村の地域防災計画の修正状況　11/43市町村【H30】【危管室】　市町村のＢＣＰ策定（改訂）状況　43/43市町村【R1】【危管室】　市町村の南海トラフ地震防災対策推進計画の策定・修正　43/43市町村【R1】 |

４．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

|  |
| --- |
| **4-1）防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止** |
| 〇　大阪府防災行政無線、防災情報システム、ため池・河川のテレメータの機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。〇　河川の水位情報収集の代替手段として、河川監視カメラ等を設置する必要がある。〇　大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。〇　被災状況や住民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のための自転車活用について検討を行う必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　大阪府防災行政無線の非常用電源設備の整備状況　（72h）100%【H30】【都整部】　河川の防災テレメータの非常用電源の整備状況　（48h）136/136箇所【H30】【都整部】　河川監視カメラの設置数　90箇所【H30】【危管室・都整部】　自転車活用推進計画に基づく災害時の自転車活用の検討状況　　　　大阪府自転車活用推進計画を策定【R1】（再掲） |

|  |
| --- |
| **4-2）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態** |
| 〇　防災情報メールやＳＮＳ等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。また、訪日外国人への情報発信について、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。〇　避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中断等で情報を受け取れない人がいることから、それ以外の手段で情報を入手し、情報共有する仕組みの構築が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　防災情報メール（おおさか防災ネット）登録者数　約14万人【H30】【危管室】　防災ツィッターのフォロワー数　約8千人【H30】 |

|  |
| --- |
| **4-3）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態** |
| 〇　大阪府防災行政無線、防災情報システム、ため池・河川のテレメータの機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。〇　河川の水位情報収集の代替手段として、河川監視カメラ等を設置する必要がある。〇　府民への確実な情報発信のため、防災情報メールやＳＮＳ等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。また、おおさか防災ネットや河川防災情報などのホームページのアクセス処理能力の確保が必要である。〇　防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、Lアラートを活用する等、メディアとの連携体制の充実を図る。〇　府民の避難行動を補完するため、各種ハザードマップの公表・周知を実施する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　大阪府防災行政無線の非常用電源設備の整備状況　（72h）100%【H30】（再掲）【都整部】　河川の防災テレメータの非常用電源の整備状況　（48h）136/136箇所【H30】（再掲）【都整部】　河川監視カメラの設置数　90箇所【H30】（再掲）【危管室】　防災情報メール（おおさか防災ネット）登録者数　約14万人【H30】（再掲）【危管室】　防災ツィッターのフォロワー数　約8千人【H30】（再掲）【危管室】　おおさか防災ネットのＨＰアクセス処理能力　100万アクセス/時間【H29】【都整部】　大阪府河川防災情報のＨＰアクセス処理能力　25万ＰＶ（ﾍﾟｰｼﾞﾋﾞｭｰ）/分【H27】【危管室】　地震ハザードマップの策定市町村数　43/43市町村【H28】（再掲）【危管室】　津波ハザードマップの策定市町村数　14/14市町【H28】（再掲）【環農部】　ため池ハザードマップの策定箇所数　62箇所【H30実績】　238箇所【H30】（再掲）【危管室・都整部】　洪水ハザードマップの策定市町村数　35/35市町【R1.10】（再掲）【都整部】　土砂災害ハザードマップの作成率　（市町村単位の広域マップ）100%【H30】（再掲）（小学校区や土砂災害警戒区域ごとの詳細マップ） 76%【H30】（再掲） |

５．経済活動を機能不全に陥らせない

|  |
| --- |
| **5-1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下** |
| 〇　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、企業ＢＣＰの策定促進やライフライン・交通ネットワークの確保などが必要である。〇　中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体等と連携して、中小企業の主体的なＢＣＰ／ＢＣＭへの取組みを支援する必要がある。〇　電気・ガス等のライフラインの確保・早期復旧のため、ライフライン事業者のＢＣＰの策定を促進する必要がある。〇　物流機能を確保するため、物流関係事業者のＢＣＰの策定を促進する必要がある。〇　国土軸のリダンダンシーを確保の観点から、新名神高速道路やリニア中央新幹線・北陸新幹線などの広域的な高速交通ネットワーク（道路・鉄道）の実現を進める必要がある。また、府域における物流・人流ルートを確保するため、都市圏環状道路などの道路ネットワークや鉄道ネットワークの整備が必要である。〇　広域緊急交通路の通行機能の確保、耐震強化岸壁の整備や早期の道路啓開・航路啓開などが必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【商労部・危管室】 BCP普及啓発セミナー等の開催数、参加者数 17回635名【H30実績】（再掲）【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】（再掲）【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】（再掲）【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】（再掲）【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】（再掲）【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **5-2）エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響** |
| 〇　エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、エネルギー（燃料）やライフラインの確保等を進める必要がある。〇　燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取組みを進める必要がある。〇　エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。〇　エネルギー供給事業者、ライフライン事業者が事業を継続できるようＢＣＰの策定を促進する必要がある。〇　ライフライン事業者に対し、災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進める必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　災害時の燃料供給に関する協定の締結状況　4団体等【R1】【環農部】　自立・分散型エネルギーの導入　80.9万kW/125万kW【H30/R2目標】【環農部】　電気自動車（ＥＶ）・燃料電池自動車（ＦＣＶ）等の普及台数　　　　　　　ＥＶ：5,321台　ＦＣＶ：128台【H30】 |

|  |
| --- |
| **5-3）コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等** |
| 〇　コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、石油コンビナートの防災対策や関連事業所のＢＣＰの策定等を進める必要がある。〇　特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を促進する必要がある。〇　コンビナートなどの火災、爆発等に対して、適切な消防対応ができる体制の構築が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　石油コンビナート地区（特定事業者）のBCP の策定・見直し（防災関連項目）〔事業所数〕38/49【H30】（再掲）【危管室】　大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく危険物タンクの耐震基準適合数　　　　　　　255/256基【H29】＊１基は休止中（再掲） |

|  |
| --- |
| **5-4）海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響** |
| 〇　海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響を防ぐため、耐震強化岸壁の整備や迅速な航路啓開などが必要である。〇　港湾施設の被災時において、アクセス道路等の確保が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　耐震強化岸壁の整備状況　6/7バース【H30】 |

|  |
| --- |
| **5-5）太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響** |
| 〇　太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響を防ぐため、新名神高速道路やリニア中央新幹線・北陸新幹線などの広域的な高速交通ネットワーク（道路・鉄道）の実現が必要である。〇　府域における物流・人流ルートを確保するため、都市圏環状道路などの道路ネットワークや鉄道ネットワークの整備を進める必要がある。〇　広域交通ネットワーク関係事業者（ＮＥＸＣＯ、阪神高速、ＪＲ、鉄道事業者、空港運営会社等）のＢＣＰの策定が必要である。〇　広域緊急交通路等の通行機能の確保や早期の道路啓開・航路啓開などを実施する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】（再掲）【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】（再掲）【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】（再掲）【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】（再掲）【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】（再掲）【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基【H30】（再掲）【政企部】　関西国際空港の事業継続計画(BCP)の実施状況　関西エアポート㈱ 新たな事業継続計画(BCP)の公表【H31.4】 |

|  |
| --- |
| **5-6）食料等の安定供給の停滞** |
| 〇　食料品の安定供給の停止（集荷・分散機能の停止）を回避するため、中央卸売市場のＢＣＰの策定や、全国中央卸売市場協会、近畿の中央卸売市場と災害時相互応援協定を締結するなど、災害時の体制を構築する必要がある。また、物流事業者のＢＣＰの策定を促進する必要がある。〇　被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築や漁港施設の防災対策などが必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【環農部】　中央卸売市場のＢＣＰの見直し状況　見直し済【H26】 |

６．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

|  |
| --- |
| **6-1）電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止** |
| 〇　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、関連事業所のＢＣＰや防災対策計画の策定を促進する必要がある。また、燃料等の流通備蓄や広域的な相互応援体制の構築などが必要である。〇　エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。〇　海上輸送ルートを確保するため、耐震強化岸壁の整備や迅速な航路啓開などを行う必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　石油コンビナート地区（特定事業者）のBCP の策定・見直し（防災関連項目）〔事業所数〕38/49【H30】（再掲）【危管室】　大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく危険物タンクの耐震基準適合数　255/256基【H29】＊１基は休止中（再掲）【危管室】　災害時の燃料供給に関する協定の締結状況　　4団体等【R1】（再掲）【環農部】　自立・分散型エネルギーの導入　80.9万kW/125万kW【H30/R2目標】（再掲）【商労部】　電気自動車（ＥＶ）・燃料電池自動車（ＦＣＶ）等の普及台数　　　　　　　ＥＶ：5,321台　ＦＣＶ：128台【H30】（再掲）【都整部】　耐震強化岸壁の整備状況　6/7バース【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **6-2）上水道等の長期間にわたる供給停止** |
| 〇　上水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、水道施設（管路・浄水施設・配水池等）の老朽化・耐震化対策を促進する必要がある。〇　災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間での連携強化の働きかけや水の確保のための広域的な応援体制の構築などが必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【健医部】　上水道基幹管路の耐震適合率　51.0％【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **6-3）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止** |
| 〇　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、処理施設、管渠等の老朽化・耐震化対策、早期復旧のための下水道ＢＣＰの策定などを進める必要がある。〇　避難所等の仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携体制の充実、広域的な支援の要請・調整を行う必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　広域緊急交通路の下水道管渠の耐震対策延長　0.4/6.3km【R1】腐食等により劣化した管渠の耐震対策延長　0.4/13.5km【R1】【都整部】　下水道ＢＣＰ策定の下水処理区数　12/12処理区【H29】（再掲）【都整部】　流域下水道施設の改築更新　下水処理場数　11箇所【R1実績】（再掲）ポンプ場実施機場数　11箇所【R1実績】（再掲） |

|  |
| --- |
| **6-4）新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止** |
| 〇　新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、新名神高速道路やリニア中央新幹線・北陸新幹線などの広域的な高速交通ネットワーク（道路・鉄道）の実現、都市圏環状道路などの道路ネットワークや鉄道ネットワークの整備、鉄道施設・空港施設等の防災対策を進める必要がある。〇　広域緊急交通路等の通行機能の確保や早期の道路啓開・航路啓開などを実施する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　鉄道施設等の耐震対策数　20/48箇所【H30】（再掲）【都整部】　鉄道駅舎の耐震対策数　14/25箇所【H30】【都整部】　地下駅の浸水対策箇所数　9/10箇所【H30】（再掲）【政企部】　関西国際空港の防災対策の実施状況　関西エアポート㈱ 関西国際空港の防災機能強化対策事業計画の公表【R1.5】【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】（再掲）【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】（再掲）【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】（再掲）【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】（再掲）【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】（再掲）【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基【H30】（再掲）【都整部】　広域緊急交通路の下水道管渠の耐震対策延長　0.4/6.3km【R1】（再掲） |

|  |
| --- |
| **6-5）防災インフラの長期間にわたる機能不全** |
| 〇　防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、防潮堤、河川護岸、下水道施設、ため池等の老朽化対策や耐震化対策を推進する必要がある。〇　防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部・環農部】　防潮堤の液状化対策　25／35km【H30】（再掲）【都整部】　水門の耐震化　8/10基【H30】（再掲）【都整部】　水門の高度化（遠隔操作・自動化）　12/17基【H30】（再掲）【環農部】　水門の高度化（遠隔操作）　2/2基【H25】（再掲）【都整部】　治水対策の進捗状況中小河川・時間雨量50mm程度対策・対策延長率　88.6%【H30】（再掲）寝屋川流域（下水道整備を含む）・全体計画に対する整備率　73.0%【H30】（再掲）【環農部】　ため池の耐震診断箇所数　72箇所【H30実績】【都整部】　土石流対策渓流数　358渓流【H30】（再掲）【都整部】　急傾斜地崩壊対策箇所数　190箇所【H30】（再掲）【環農部】　治山ダムの施工数　134/280基（R6目標）【H30】（再掲）【危管室】　広域避難計画を含めた避難についての検討　三島ブロックにおいて、洪水からの避難のあり方を検討中【R1】大阪市、堺市、泉州ブロックにおいて、高潮からの避難のあり方を検討中【R1】 |

７．制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

|  |
| --- |
| **7-1）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生** |
| 〇　地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生を防ぐため、密集市街地等での被害を減らす必要がある。〇　都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける必要がある。〇　地震時等に著しく危険な密集市街地の解消のため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。〇　市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける必要がある。〇　大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。〇　通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーの普及啓発を実施する必要がある。〇　火災の危険性を事前に把握するため、火災などの危険性を示す地震ハザードマップの作成・改訂を進める必要がある。〇　安全な避難を行うため、災害毎の避難所や緊急避難場所の指定や防災農地の登録などを進めるとともに、「避難行動要支援者」への支援を市町村に働きかける必要がある。〇　文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。〇　被災地の重点的な警備、延焼遮断帯（道路幅員）を確保するための道路啓開や災害廃棄物の早期処理のための市町村支援などを実施する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【住まち部】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積　363/2,248ha【H30】（再掲）【都整部】　防火・準防火地域の指定面積　55,063ha【H29】（再掲）【危管室】　消防団員数（１万人を維持）　10,445人【R1】（再掲）【危管室】　地震ハザードマップの策定市町村数　43/43市町村【H28】再掲）【教育庁】　文化財建築物等の耐震化率　53%【H30】 |

|  |
| --- |
| **7-2）海上・臨海部の広域複合災害の発生** |
| 〇　海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐために、臨海部の石油コンビナートの耐震化等の防災対策が必要である。また、耐震強化岸壁や防潮堤・水門等の耐震対策などの整備が必要である。〇　災害時に航路を活用できるよう、迅速な航路啓開を実施する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく危険物タンクの耐震基準適合数　255/256基【H29】＊１基は休止中（再掲）【都整部】　耐震強化岸壁の整備状況　6/7バース【H30】（再掲）【都整部・環農部】　防潮堤の液状化対策　25/35km【H30】（再掲）【都整部】　水門の耐震化　8/10基【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **7-3）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺** |
| 〇　沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺を防ぐため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、道路下空間の地下鉄・地下駅・地下街等の耐震対策、上水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。〇　災害時の道路通行を円滑にするために、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理のための市町村支援などを実施する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　橋梁の耐震対策数　386/397橋【H30】（再掲）【都整部】　防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備　27.8/41.2km【H30】（再掲）【住まち部】広域緊急交通路の沿道建築物の耐震性不足の棟数　214件【R1】（再掲）【都整部】　無電柱化道路延長　16.7/17.7km（R3目標）【H30】（再掲）【環農部】　避難路として活用できる基幹的農道の整備延長　3.89/6.75km【H30】（再掲）【都整部】　照明柱の補修、更新　365/2,752基【H30】（再掲）【都整部】　門型標識の補修、更新　12/26基【H30】（再掲）【都整部】　広域緊急交通路の下水道管渠の耐震対策延長　0.4/6.3km【R1】（再掲）【都整部】　鉄道施設等の耐震対策数　20/48箇所【H30】（再掲）【健医部】　上水道基幹管路の耐震適合率　51.0％【H30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **7-4）ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生** |
| 〇　ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐため、ため池の防災・減災対策、土砂災害対策や山地災害対策、森林整備などを実施する必要がある。また、豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去することも必要である。〇　的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を進める必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【環農部】　ため池の耐震診断箇所数　72箇所【H30】（再掲）【都整部】　土石流対策渓流数　358渓流【H30】（再掲）【都整部】　急傾斜地崩壊対策箇所数　190箇所【H30】（再掲）【環農部】　治山ダムの施工数　134/280基（R6目標）【H30】（再掲）【環農部】　森林整備（間伐）面積　335ha【Ｈ30】（再掲） |

|  |
| --- |
| **7-5）有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃** |
| 〇　有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、石油コンビナートの防災対策、火薬類・高圧ガス製造事業者等の保安対策、管理化学物質の適正管理、有害物質（石綿・ＰＣＢ）の拡散防止対策、毒物劇物営業者における防災対策などが必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　火薬類・高圧ガス製造事業者等への立入検査　28箇所【H30実績】【環農部】　管理化学物質取扱事業者の施設への立入検査　98件【H30実績】【健医部】　毒物劇物営業者の施設への立入調査　485件【H30実績】 |

|  |
| --- |
| **7-6）農地・森林等の被害による国土の荒廃** |
| 〇　農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。〇　農地・森林等の荒廃を防ぐための、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備やボランティアなどによる森林整備・保全活動等の推進が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部】　土石流対策渓流数　358渓流【H30】（再掲）【都整部】　急傾斜地崩壊対策箇所数　190箇所【H30】（再掲）【環農部】　治山ダムの施工数　134/280基（R6目標）【H30】（再掲）【環農部】　森林整備（間伐）面積　335ha【Ｈ30】（再掲） |

８．社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

|  |
| --- |
| **8-1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態** |
| 〇　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理体制の確保、他府県等、関係機関と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。〇　家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援が不可欠である。災害ボランティア対策として、災害ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修などを実施する必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【環農部】　市町村における災害廃棄物処理計画の策定状況　11/43市町村【H30】【危管室】　災害ボランティアコーディネーター研修の受講者数　89人【R1実績】 |

|  |
| --- |
| **8-2）復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態** |
| 〇　復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実、復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）などの施策を進める必要がある。〇　早期の被災者支援のため、り災証明発行及び住家被害認定を迅速に行うための研修等を実施する必要がある。〇　二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定の養成、登録を進める必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【政企部】　大阪府復興計画策定マニュアルの策定状況　改定済【H29】【都整部】　大阪府震災復興都市づくりガイドラインの策定状況　改定済【H26】【住まち部】　被災建築物応急危険度判定士登録者数（1万人以上2024年度目標）5,432人【H29】【住まち部】　被災宅地危険度判定士登録者数（1千人以上2024年度目標）1,562人【H30】 |

|  |
| --- |
| **8-3）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態** |
| 〇　広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、防潮堤、河川堤防、下水道施設等の老朽化・耐震化対策を進める必要がある。〇　関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の長期湛水の早期解消のための手順を定める必要がある。〇　被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【都整部・環農部】　防潮堤の液状化対策　25／35km【H30】（再掲）【都整部】　水門の耐震化　8/10基【H30】（再掲）【都整部】　下水道施設（管理棟等）の耐震対策施設数　33施設【H27】【危管室】　広域避難計画を含めた避難についての検討　三島ブロックにおいて、洪水からの避難のあり方を検討中【R1】（再掲）大阪市、堺市、泉州ブロックにおいて、高潮からの避難のあり方を検討中【R1】（再掲） |

|  |
| --- |
| **8-4）地域コミュニティーの崩壊等による文化等の衰退・損失** |
| 〇　地域コミュニティー維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保など）などが必要である。〇　文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、文化財保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。 |
| （現在の水準を示す指標）【教育庁】　文化財建築物等の耐震化率　53%（再掲） |

|  |
| --- |
| **8-5）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態** |
| 〇　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置などの施策が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【環農部】　地籍調査実施面積　188㎢【H30】 |

|  |
| --- |
| **8-6）国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な被害** |
| 〇　国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な被害を防ぐため、風評被害防止のための正しい情報発信、中小企業の事業再開のための措置、被災者の雇用機会確保などの施策が必要である。 |
| （現在の水準を示す指標）【危管室】　災害救助法、被災者生活再建支援法等研修会の参加者数　54人【R1実績】 |